

各 位

平成27年5月12日

会社名 株式会社 中国銀行

代表者名 取締役頭取 宮 長 雅 人

(コード番号:8382 東証1部)

本社所在地 岡山市北区丸の内一丁目 15番 20号

問合せ先 総合企画部長 谷 口 晋 一

(電話:086-223-3111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

中国銀行(岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 宮長 雅人)では、平成27年5月12日(火)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第134回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除し、相談役、顧問の任期も2年から1年に変更するものであります。

# 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(現行定款・変更案対照表)のとおりであります。

#### 3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日)

以上

本件に関するお問い合わせ先(TEL 086-223-3111) 広報CSRセンター 大家(内線1910)・山本(内線1702)

# 株式会社中国銀行 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終	
了する事業年度のうち最終のものに関する	
定時株主総会の終結の時までとする。	定時株主総会の終結の時までとする。
	/ Wil 7A >
2 . 増員または補欠として選任された取締役の	*
任期は、在任取締役の任期の満了する時ま でとする。	
<u>CC98</u>	
第22条~第29条 (条文省略)	第22条~第29条 (現行どおり)
(相談役、顧問)	(相談役、顧問)
第30条 業務上必要と認めるときは、取締役会	第30条 業務上必要と認めるときは、取締役会
の決議によって相談役または顧問を置くこ	の決議によって相談役または顧問を置くこ
とができる。	とができる。
ただし、その任期は <u>2</u> 年とする。	ただし、その任期は <u>1</u> 年とする。